

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会委員の項中「126,000円」を「138,000円」に改め、
同表市の選挙管理委員会の部委員長の項中「90,000円」を「99,000円」
に改め、同部委員の項中「59,000円」を「65,000円」に改め、同表区の
選挙管理委員会の部委員長の項中「60,000円」を「66,000円」に改め、
同部委員の項中「40,000円」を「44,000円」に改め、同表人事委員会の
部委員長の項中「165,000円」を「181,000円」に改め、同部委員の項
中「139,000円」を「152,000円」に改め、同表監査委員の部識見を有
する者のうちから選任された監査委員（非常勤）の項中「137,000円」を
「150,000円」に改め、同部市議会議員のうちから選任された監査委員の項中
「71,000円」を「78,000円」に改め、同表農業委員会の部会長の項中
「90,000円」を「99,000円」に改め、同部副会長の項中「59,000
円」を「65,000円」に改め、同部委員の項中「55,000円」を
「60,000円」に改め、同部農地利用最適化推進委員の項中「50,000円」

を「５５，０００円」に改め、同表国民健康栄養調査員の項中「１０，８７０円」を「１１，４４０円」に改め、同表措置診察指定医の項中「１３，８７７円」を「１４，３３５円」に改め、同表精神科病院実地指導審査医の項中「２４，７７３円」を「２５，６１９円」に改め、同表自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「１２，８７７円」を「１３，３３５円」に改め、同表土地区画整理評価員の項から土地区画整理審議会委員選挙の選挙立会人の項までを削る。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（提出理由）

特別職の職員の報酬額を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。